

第514回但馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時及び場所

【日時】 令和3年3月9日（木）13時25分～

【場所】 美方郡香美町香住区境『但馬水産事務所』会議室

2. 招集者、議事の通知事項、通知年月日

【招集者】 会長 川越 一男

【議事の通知事項】

(1) 兵庫県資源管理方針の変更について（諮問）

(2) するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について（諮問）

(3) 漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

【通知年月日】 令和3年3月3日

3. 出席者

【委員】 磯田 和志 大西 准二 小林東洋志 松本 齋 田畑 富治
濱邊 希夫 伊藤 清作 眞野 豊 川越 一男 山中チエミ

【県関係】 兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所

所長兼事務局長 中岸 明彦

水産課長兼事務局次長 西野 英樹

主任 齋藤 公司

嘱託員 秋田 千里

兵庫県立農林水産技術総合センター 但馬水産技術センター

所長 山中健志郎

兵庫県 農政環境部 農林水産局 水産課

主査 谷口 健

4. 議事の経過概要

13時25分、中岸所長兼事務局長が委員の出席数確認後、漁業法第145条第1項に基づき、会議の成立を宣言した。

ついで、川越会長開会挨拶の後、議長選任及び但馬海区漁業調整委員会規程第11条の規定に基づく議事録署名人の指名が行われ、議事に入る。

議長就任・議事録署名人指名

〔中岸所長兼事務局長〕

これより川越会長に議長に就任していただき、議事録署名人の指名から始めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔議長：川越会長〕

議事に先立ち、委員会規程第11条による議事録署名人として磯田委員と濱邊委員を指名します。これより議事に入ります。

第1号議案 兵庫県資源管理方針の変更について（諮問）

〔議長：川越会長〕

兵庫県資源管理方針の変更について、事務局から説明をお願いします。

〔中岸所長兼事務局長〕

資料1-1をご覧ください。朗読します。

資料1-1・諮問文書読み上げ

以上です。詳しい内容は、県庁水産課の谷口から説明します。

〔県庁水産課：谷口主査〕

兵庫県庁水産課の谷口です。よろしくお願いいたします。私から説明させていただきます。

資料1-2に沿って説明

以上です。

〔議長：川越会長〕

ただいま説明のあった兵庫県資源管理方針の変更の案について審議をお願いしたいと思います。お気付きの委員さんもおられるかも知れませんが以前はスルメイカのところに書いてある知事管理漁獲可能量というところで以前は若干という表現だったのですが、今現行水準という表現に変わっている。ここの説明を簡単をお願いします。

〔県庁水産課：谷口主査〕

TACの県計画の旧資源管理の法律ではTAC魚種の数量の管理の場合は、数量で何トンと提示される場合と、それよりも少ない場合は若干という数量としての明示がありました。さらにその下には若干という明記もない空欄という扱いがあったのですが、この度の漁業法

改正で空欄というのを現行水準、若干を現行水準という書き方になっております。この現行水準というのは、資料2-3の基本シェアの通知にもあるのですが、全国で見たときにかなりシェアが少ない県はこういったように漁獲可能量の目安数量として、ざっくりとして50トン未満の県は現行水準とう記載にしよう、ということで国が整理されておまして、こういった件に関しましては今まで通り操業はしていただくという中で現行水準の漁獲をなるべく続けるように努力してくださいということになります。ですので、これをもって今よりも更に厳しい規制をすぐに考えなければならないというわけでは無くて、操業はそのまま続けていただきながら今やっている取り組みを続けていただくのが望ましい。その中で漁獲量等の報告は月ごとに国に報告していく必要がありますので、そこはTAC魚種として対応していただくということになります。

〔議長：川越会長〕

今説明あったとおり、TAC魚種について今まで若干で扱っていた表現を、今まで通りだ
が現行水準と表現の変更になっているので了解お願いします。他に意見はありませんか。

〔松本委員〕

2つ程お願いします。1つ目はスルメイカの件で漁獲努力量で5257隻、この隻数は現在稼働している隻数か、それとも余裕を見ての隻数なのか。

〔県庁水産課：谷口主査〕

この数字は、かなり余裕を見ているというか、現時点での兵庫県下全部の漁船隻数を採用
させていただいています。これは、この漁獲努力量を設定するとした場合、突き詰めてい
くと、例えば許可の隻数と操業日数ということで1人あたり何日操業するというのをここ
に目標として掲げるのが望ましいが、最初にスルメイカの資源管理の状況が、うちの県外
でも各都道府県いろいろ検討しているのですが、なかなかそこを分析して設定できる
だけの根拠をもった数字設定がなかなか難しいというのがありまして、そうなった場
合どうするかといえば、最低限設定すべきところは、漁船の数が国から指名されてい
ます。うちの県としては全県下で漁船の隻数をクリップさせていただいて、こちら
の方でより細かなデータが揃ってきたら、例えばそこに許可の隻数を載せるのであ
ったり、操業の日数を載せる等、現行水準の操業がどういう状況なのか、もっと細
かくわかってくればそこにピンポイントであげられる努力量の指標を検討してい
きたいと考えています。なので現時点ではかなりざくっとした努力量の設定とい
うことをご理解いただきたい。

〔松本委員〕

わかりました。もう1つ、くろまぐろの件で小型魚の場合、従来通りのこの数字以外
もらえないでしょうからこれで良いわけですが、大型魚の関連で説明の中で他県
の方で小型魚の漁獲を控える傾向が見られるということで、それをしていただけ
れば我々もありがたいのですが、この沿岸まぐろ延縄漁業大型魚、兵庫県の場
合はおそらくこの漁業をしておられる方がいないと思うのですが。

〔県庁水産課：谷口主査〕

兵庫県からかなり離れたところで、操業されておられる方がいるのですが、兵庫
県の漁船として登録されていて、兵庫県から沿岸まぐろはえ縄の届出漁業を
されている方がいらっしゃるわけですが、まぐろ類を延縄漁業する場合、
国の届け出が必要な届出漁業制になっているのですが、この方がまぐろ類
を獲る場合どうしてもくろまぐろが混獲されてしまう。なかなかそこに
直接配分というのが難しい経緯があるのですが、これまで混獲されている
漁獲の今でも定置と沿岸まぐろ延縄漁業の方に1.7トンと2.0
トンを配分しているという経緯がありますので、ここは変えるべきではない
というのをひとつの基準にさせていただいている。

本県は最初に全部両方に渡してしまっている、回収するのは難しい。今の配分量
よりも手厚くは配分するのですが何かあった場合、県の留保枠のなかで定置
と沿岸まぐろ延縄漁業に柔軟に対応できるようにこちらに保険を抱えてお
きたいというのがあり、こういう割り振りになっております。

〔松本委員〕

わかりました。延縄漁業の実態が知りたかった。

〔県庁水産課：谷口主査〕

根拠は、操業はされておまして2トン配分のところで、実は少しくろまぐろが
混獲されてしまったので、1匹釣れたら100kgクラス、操業は3月で止
めると聞いているのですが今2月現在で実質的には2.2トンというところ
で、最後の補正のところでも1回で獲れてしまった量があって、そこは水揚
げせざるを得ないというのがあって超えてしまったのですが、そこで3月
は操業は止めてくださいと指導させていただいたのですが、そこはわか
ったと返答していただいている。同じく少なくとも管理のところでは
指導して何とか今は大きく超過するようなことはないという体制で進めて
いる。

〔大西委員〕

兵庫県でまぐろ延縄の申請が出ているのは何隻ある。

〔県庁水産課：谷口主査〕

延縄漁業、届出漁業自体は本県の場合は1事業者だけです。全国各地にその
方は船を持っていて、他府県にもまぐろを獲る船を所有されている。沿岸
まぐろ延縄漁業の船に関する管理は兵庫県の方でしたら、その船の分は
兵庫県の管理区分の中で管理しないとイケないというルールがあります
ので、その漁船登録している部分、その分はこちらの対象になります。

〔議長：川越会長〕

但馬で、届出船というのは何隻ありますか。浜坂で70隻ある。但馬管内
で何隻ぐらいある。

〔県庁水産課：谷口主査〕

但馬は、大型魚は届出されている方はない。小型魚は。

〔松本委員〕

300くらい。

〔議長：川越会長〕

全部で。但馬管内で。

〔齋藤事務局書記〕

300はなかったと思います。今回の更新でも、250弱だったと思います。

〔議長：川越会長〕

浜坂が70隻なので、但馬の場合、200ぐらいか。

他何か意見はありますか。

しばらく待つも質問なし

〔議長：川越会長〕

「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：川越会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

第2号議案　するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について
（諮問）

〔議長：川越会長〕

するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について、事務局から説明をお願いします。

〔中岸所長兼事務局長〕

資料2-1をご覧ください。朗読します。

資料2-1・諮問文書読み上げ

以上です。詳しい内容は、谷口主査が説明します。

〔県庁水産課：谷口主査〕

資料2-2、2-3をご覧ください。

資料2-2、2-3に沿って説明

以上です。

〔議長：川越会長〕

ただ今説明のあった、するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について漁獲可能量の案について、審議をお願いします。委員の皆さんから何かありますか。

しばらく待つも質問なし

〔議長：川越会長〕

意見は無いようですので、「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：川越会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

第3号議案　漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

〔議長：川越会長〕

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について、事務局から説明をお願いします。

〔中岸所長兼事務局長〕

資料3をご覧ください。朗読します。

資料3・諮問文書読み上げ

以上です。詳しい内容は、齋藤主任が説明します。

〔齋藤事務局書記〕

資料3をご覧ください。

資料3に沿って説明

以上です。

〔議長：川越会長〕

ただ今説明のあった漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について審議をお願いします。

鳥取県の許認可の件で申請漏れがあったと。すでに当委員会、年末から年明けにかけて県外船の許認可を答申としてあがってきているわけですが、鳥取県の方の手続きミスで今まで操業実績があった船の申請が出されてなかったということで、追加していただいて許可をいただきたいというようなことがあがってきていますので、皆様方に諮問させていただきます。今の件について審議をお願いします。別に新規というわけではなくて、今まで出していた船なので、向こうの手続きミスで向こうの事務局長から昨日連絡があつて、申し訳ないですが何とかお願いしますと。大西委員どうですか。

〔大西委員〕

県をまたいで、一番県境に近いのは浜坂ですので、浜坂の方で問題がないのであれば、但馬の方では問題はないと思います。

〔議長：川越会長〕

濱邊委員、どうですか。

〔濱邊委員〕

問題ないと思います。まして、うちの方では鳥取県の海域に入る者が多いので、かえってこちらが遠慮しないといけないくらいです。結構だと思います。

〔議長：川越会長〕

田畑委員、どうですか。

〔田畑委員〕

良いと思います。ただの記述漏れだったら仕方ない。

〔議長：川越会長〕

向こうの事務局長から本当に申し訳ないと連絡があつて、タイミング的に今日が但馬海区調整委員会の開催で、諮らせていただくということで、皆さんに急遽諮問させていただきました。何か他の委員さんから意見はありますか。

しばらく待つも質問なし

〔議長：川越会長〕

意見は無いようですので、「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：川越会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

以上で第514回委員会の議事はすべて終了した。

以下のとおり、本日第514回委員会を終了する旨、議長が宣言し閉会した。

時に14時15分